

「座間市立スポーツ施設条例の一部改正」（案）パブリックコメント実施要領

1 実施目的

現在休場中である、座間市立広野プール、相武台プール、旭プール及び中原プールを廃止することについて、市民の皆さんのお意見を募集します。

2 意見提出期間

令和8年2月1日（日）～令和8年2月28日（土）

3 意見募集の対象

「座間市立スポーツ施設条例の一部改正（案）」

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住・在勤・在学者
- (2) 市内に通勤又は通学する方
- (3) 市内に事務所または事業所を有する法人又はその他団体
- (4) 公募事案に利害関係を有する方

5 閲覧場所

市役所4階スポーツ課、1階市民情報コーナー、各出張所、市民公民館、北・東地区文化センター、図書館、サニープレイス座間、各コミュニティセンター（相武台コミュニティセンター及び立野台コミュニティセンターは除く）、市民交流プラザ

※閉庁日、閉館日は閲覧できません。

※市ホームページから閲覧できます。

6 意見提出方法

- ・住所、氏名（または法人名、団体名）電話番号をご記入の上、任意の様式で、直接持参、郵送、ファクスまたはLINEで担当へ提出してください。
- ・直接持参（市役所4階スポーツ課窓口）
- ・午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）
- ・郵送（〒252-8567 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市スポーツ課まで）
- ・FAX（046-255-3550） 送信先：座間市スポーツ課 宛て
- ・LINE 市LINE公式アカウント @zama_city
- ・リッチメニュー>参画・問い合わせ>パブリックコメント>座間市立スポーツ施設条例の一部改正（案）

7 意見及び対応の公表

皆様からいただいた意見、意見に係る検討結果及びその理由は、市ホームページで公表します。

(1) 意見提出をいただいた方の個人情報は、公表しません。また、適正に管理し、他の用途には使用しません。

(2) 提出いただいた意見に対し、個別の回答は行いません。

8 事務担当

座間市健康部スポーツ課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電 話 046-252-8177 (直通)

FAX 046-255-3550